

駿博会駿博奨励賞に関する要項

平成 19 年 6 月 26 日制定

平成 19 年 7 月 1 日施行

平成 24 年 5 月 24 日改定

平成 24 年 4 月 1 日施行

平成 29 年 5 月 13 日改定

平成 29 年 4 月 1 日施行

(趣 旨)

第 1 条 この要項は、駿博会会則第 4 条第 1 号に基づき、駿博会駿博奨励賞（以下駿博奨励賞という）についての必要事項を定める。

(目 的)

第 2 条 駿博奨励賞は、日本大学大学院理工学研究科（以下理工学研究科という）の発展と課程博士を目指す優秀な大学院生の研究を奨励することを目的とする。

(対象者)

第 3 条 駿博奨励賞の対象者は、奨励賞を授与する年度に理工学研究科博士後期課程に在籍する大学院生（社会人大学院生を含む）で、人格及び学業ともに優秀な者とする。

(募 集)

第 4 条 駿博奨励賞候補者は、毎年、駿博奨励賞を授与する年度の 4 月に募集する。

(推 薦)

第 5 条 駿博奨励賞の候補者は、理工学研究科に設置された各専攻順に当該年度に指定された 1 専攻 1 名、及び自己推薦とし、候補者が所属する専攻主任の推薦によるものとする。ただし、指定された当該専攻に候補者がいない場合には、順送りし次の専攻から候補者を推薦する。

2 当該専攻主任は、次の各号に掲げる書類を添付し、駿博会会長に申請しなければならない。

① 推薦書

② 履歴書

③ 研究業績の概要

(選 考)

第 6 条 各専攻から推薦された候補者は、駿博奨励賞選考委員会（以下選考委員会という）において書類選考及び面接等により決定し、理事会へ推薦する。

(選考委員会)

第 7 条 選考委員会は、総務委員会委員により構成し、駿博会副会長が委員長となる。ただし、必要に応じ会長の承認を得て、委員以外の者に選考委員を依頼することができる。

(受賞者の決定)

第 8 条 理事会は、選考委員会から推薦された候補者について審議し、受賞者を決定する。

(受賞者人数)

第 9 条 駿博奨励賞の受賞者は、原則として毎年 2 名を限度とする。

(表 彰)

第 10 条 駿博奨励賞の受賞者には、賞状及び副賞（10 万円）を授与し、総会において表彰する。

(予算措置)

第 11 条 駿博奨励賞に必要な経費は、駿博会の予算・決算に計上するものとする。